

ホッブスの「人格」概念再解釈

望月 由紀

本論文の目的は人格概念から意識主体的意味合いの排除を目的としており、トマス・ホッブズの『リヴァイアサン』⁽¹⁾における人格概念をその手がかりとする。

生命や身体の自己所有について論じられるときに、その土台となるのが「人格」概念であるが、そこにおいては人格を統一するものとしての個々人の精神活動が重要視され、person というよりも personality、もしくは character としての人格、つまりその人の考え方や行動をその人として特徴付けるものの意として使用されている。しかし「人格」とはそもそもどのような概念であったのだろうか。

人格について再考するために二つの例をあげてみたいと思う。ある人がたき火をそのままにしてしまい、気付かず通りがかった人がたまたまたき火の上に転んでしまっただけを負ってしまったとする。この場合、やけどの責任はたき火を焚いていた人に帰せられるだろう。なぜならたき火を焚いた人は、自分の意志でたき火を起こし、それを一定時間たった後でも覚えていることが出来、さらには自分が何をしているのかについて自覚している、とみなされるからである。たとえそこで居眠りをして意識が働いていなかったとしても、やけどに対する責任を負わなくてはならない。たき火を起こした人には自己意識、もしくは人格があると考えられるからである。

それでは同様な例で企業の責任について考えてみよう。家電メーカーが、ある年月使い続けるとあるとき出火してしまうという欠陥があるテレビを売り、その結果使用者がやけどを負ってしまったとする。このような場合、そのようなテレビを作ったメーカーは、使用者のやけどに関して責任を負わなくてはならないのは明らかであろう。なぜならそうしなければ責任を負う人がいなくなってしまうからという消極的理由からではなく、企業には擬制的に人間と同じように人格が擬せられ、人間に帰せられるのと同じように責任を負わなくてはならない、という積極的理由からである(ここから法人と呼ばれるのである)。もしくは責任の所在を明らかにするために、企業に人格が擬せられると考えた方がいいかも知れない。そしてこの場合も居眠りと同様、その欠陥を知って

いようといまいと、責任を負わなくてはならない。

企業や国家といった生物でない存在に対して行為の責任を問うことができるのは、それらに人為的に人格を設定しているからである。人格があるからこそ、一個人が行った行為に責任の源泉を問うことができるように、企業や国家に対しても行為の責任を問うことができるのである。

現在人格というとならず、その人「個人」をその人ならしめている諸特徴、もしくはその人の考え方や行動をその人として特徴付ける基礎的特徴を示す概念となっている⁽²⁾。例えば「彼は人格者だ」といった場合には、「彼は人柄が良く、物事を冷静に、公平に見ることのできる立派な人だ」といった褒め言葉である。

しかし上のような意味で、国や企業に対して「人格的に優れている」といった表現はしない。国や企業の名の下に行われた行為の責任は、国や企業が負うべきであって、国や企業を構成している(人格をもった)個人が、個人として責任を負う必要はない。それはどうしてなのであろうか。

1. 人格の二つのパターン

そもそも無生物に人格を擬することができるという発想は、ホッブズに辿ることができるだろう。彼は人格を次のように規定してる。

《人格》とは、「その言葉や行為が、彼自身のものであるか、あるいは、“真”にまたは“擬制的に”帰属する他人や他のものの、言葉や行為を代表していると考えられるようなひと」である。(Hobbes 1991[1651]:111)

財産に関する権利が所有権 dominion であるならば、言葉を発したり、何らかの行為をする権利は権限 authority であり、この権利を有するものが「人格」person なのである。そして

それらのことばや行為が彼自身のものと考えられる

とき、彼は「自然人格」と呼ばれ、何か他のものの言葉や行為を代表しているものと考えられるとき彼は「擬制的人格」、もしくは「人為的人格」と呼ばれる。(Hobbes 1996[1651]:111)

ホッブズのこのような「人格」概念規定には劇的な意味の変容が見られる。キリスト教文化圏における人格とは、とりもなおさず神の三つの人格のことであり⁹⁾、現実世界の人間とは関係のない概念であった。そしてトマス・アクイナスによって胚胎されていた「人格」の人間への使用は、ホッブズをもって完成し、神の世界の概念から、現実世界の概念へと再生したのであった。しかしながら、現代的な意味での「人格」概念へと一足飛びへ変容したわけではない。ホッブズ自身は人格概念の変容を、「(人格という語は)劇場だけでなく、法廷においてもことばや行為の代理人をあらわすようになった」(Hobbes 1996[1651]:112)と述べている。このように「人格」概念を捉えることで、ホッブズは何を述べようとしたのであろうか。

ホッブズの思考の始まりは何度もいわれてきているように、人間の生命の保護をいかに成立させるかという問題である。自らの平和と生命の保護を獲得するためには、絶対的な主権の支配の元に身を置かなければならない、とホッブズが考えていたことも周知のことである。しかし統治者であっても、従わなければならない法¹⁰⁾が存在する。それが自然法である。

2. 自然権と自然法

人間とは本来的に平等であり、であるからこそ、個々人は全き平等にすべてのものに対する権利を有する。これは自然権と呼ばれ、自然の状態にある時でさえ、権利を有する。だからこそ彼らはお互いがお互いに自らの権利を主張して他人の権利を侵害することとなる。これがホッブズのいう、自然状態における「各人の各人に対する戦争状態」である。(Hobbes 1996[1651]:Chap.13)しかし自然権とは、すべての人が平等にもつ、すべてのものに対する権利であることから、その権利は常に他者からの侵害を受けうるということであり、逆説的に、何ものの権利も有さないことになる。また権利とは、ある行為を行ったり行わなかったりする自由であることから、自分の生命を守る行為を自分が行わない、もしくは他者から自分の生命を脅かすほどの行為を妨げる行動を起こさない、という自由が許されることとなる。すると人間は、自然状態にあり、自然権だけ与えられていた場合には、自分の生命を守るという最低限の権利すら覚束ないこととなる。

そこで必要となるのが、その人の生命を守る義務のある法、自然法である。

自然法とはまず第一に「平和を求め、それに従え」である。この基本的自然法から、第二の自然法が引き出される。

平和のために、また自己防衛のために必要であると考えられる限りにおいて、人は、他の人々も同意するならば、万物に対するこの権利を喜んで放棄すべきである。そして自分が他の人々に対して持つ自由は、他の人々が自分に対して持つことを自分が進んで認めることのできる範囲で満足すべきである。(Hobbes 1996[1651]:92)

こうして平和のために、自然権の放棄、または譲渡が要請される¹¹⁾。その結果として、譲渡された権利を束ねるものとしての絶対的統治者が統治するコモンウェルス、もしくは国家が成立するのである。だが成立の際に、すべての権利が放棄、または譲渡されるわけではない。自らの生命を奪おうと襲いかかる敵に対して抵抗する権利を放棄することはできず、生命の安全を脅かす何ものをも許す権利は譲渡されない。つまり自らの生命は何人たりとも奪うことは許されていないのである。

すると、ここで譲渡される権利こそが「人格権」であるということはいえないだろうか。自然権の譲渡からも排除される生命の保証とは、いわば「私」が「私である」ことが保証される範囲が確定されることである(「彼の生命を私が代わって生きる」ことはできないのである)。自然権の譲渡は人間の内面的な精神活動を譲渡、もしくは放棄することを意味しない。しかし、自然状態における権利として根元的に存在する自然権から導き出された自然法(藤原1974:197)は、人間の内部にも及ぶ。

ホッブズは『市民論』で、

それゆえ我々は、自然法は常に、どのような場においても内なる法廷、もしくは良心において義務づけるものであるが、外なる法廷においては必ずしもそうではなく、それ[法の遂行]が安全に行われる場合にのみ、義務づけるものであると結論すべきだろう。(Hobbes 1998[1642]:45)

と述べているが、「内的な精神傾向がいかに反自然的であろうとも、それが言葉や行為となって現れない限り、問題とし得るのは神のみである。」(Hobbes 1996[1651]:Chap.42)とも述べている。この矛盾を解決するには、譲渡される自然権とは「人格」権のことであり、その人格とはつまり行為の所有権であって、内的な意識ではない、ということから解決されはしないだろうか。

つまりホッブズにとって人格とは、一人称的意味合いはなく、ただある行為の責任、もしくは権利の帰属がどこにあるのかを明らかにする概念であって、そこに意識主体としての「我」の意味は必要ないのである。人格とは「法廷においても言葉や行為の代理人を表す」からこそ、コモンウェルスにも人格を付与可能なのである。

まとめればホッブズの人格概念はまず、行為の所有問題から設定される。ある行為の所有者が、行為を行ったもの(actor)と同一人物である場合その行為者は自然人格となり、ある行為の所有者が、行為者と違う場合

には擬制的、もしくは人工的人格と呼ばれることになる。そこで行為を権威付けるのはauthorであり、行為を実際に行うのはactorである。それでは行為の所有者は誰に求めることができるのか。それを考える際に必要となるのが人格概念である。

3. コモンウェルス の正当性

このような人格概念を自然的人格に適用することは果たして是とされるのだろうか。

『リヴァイアサン』によれば、コモンウェルスとしての国家が成立した後であれば、意識主体としての意味を欠いた人格を、自然的人格に適用することは是とされるであろう。各個人は、自己の生存に関する以外の自らの自然権を、人為的人格(artificial person)である統治者に譲渡してしまっている。自然権の譲渡によって成立したコモンウェルスにおいては、各個人の人格は人為的人格者と同一であり、統治者の言葉や行為は同時に主権者である各個人の言葉や行為である。とするならば、コモンウェルスにおける行為とはその行為を実際に行ったものが誰であるのかが問題ではなく、行為の所有者が誰であるのかが問題となる。そしてある行為の所有者が、行為を行ったもの(actor)と同一人物である場合その行為者は自然人格となり、ある行為の所有者が、行為者と違う場合には擬制的、もしくは人工的人格と呼ばれることになるのであって、行為者本人の真正は重要ではなくなる。

ここでもう一度、ホッブズが何を目的に『リヴァイアサン』を執筆したかを考えてみれば、このような人格概念の逆説性も納得いくだろう。つまり神から支配権を与えられたという王権神授説に拠らない政治体制の正統性はどこから与えられるのか。もしくは正統性を主張するには何を持って行えばいいのか、という問題へ解答を与えることである。

政府の起源の正統性を歴史に求めることは是とされないだろう。なぜなら歴史的に続いてきたものが正であり、歴史上に登場してこなかったものが不正であるわけではなく、またホッブズの思考実験のはじまりは全くの自然状態から登場する、歴史性を欠いた政府がいかにして正当たり得るか、について普遍的記述、方法で行うことであったからである。それ以前の国家はまさに王と同一体であり、国王が死に、次の王にその位が引き継がれるときも、前王の身体はまさしく死ぬが、同時の王の身体=国家は死なずに次の王の身体上で生き続ける。国王の身体は死なずに永久に引き継がれたのであった。しかしイギリス革命を経て社会の前秩序、国家体制が転倒した状況を目の当たりにしたホッブズにとって、歴史の継続性から国家の正当性を引出し、認めることは出来なかったはずであるし、またそれがホッブズの目指す普遍的な国家体制の理想であるはずもなかった。

すると、政治体の正当性は相互契約によって成立する。成立した後の行為の所有権について考える際、必要

となるのが人格概念である。つまり普通考えられるのは、人間に備わったものとしての人格概念が存在しており、そこからのアナロジーとして政治体へ人格概念があてはめられたと順序立てられて説明されるが、本当の思考順序は逆で、成立した政治体の行う行為の所有、および責任の帰属問題を考える上で、まず中世的な三位一体における神の人格概念からギリシアのマスクとしての人格概念へと意味の変容が起こり、そこから人間をあらわすパーソンと合わさり、ロック的な主体的意味を持った人格概念へと変容していったと考える方が素直ではないのだろうか。つまり、人格概念とは本来は、今日いわれるようなその人個人のキャラクターとでもいうべき意味合いはなく、むしろただ単純にその語源的意味、舞台上の役割から派生した、社会における役割を担うものとしての人格概念的意味しかなかったのではないのだろうか。

4. ホッブズの人間観

ホッブズの人間観の奇妙さも、この逆転した人格概念から明らかになるだろう。奇妙さとは近代哲学の祖であるルネ・デカルトの記述と同様な違和感である。彼らは人間の主体性を発見、認めた上で、「我」をもったものとしての人間を、それがあつたものとして記すために、普遍性を記すことのできる幾何学の言葉を使用して記述を行った。しかしそこに表されたのは現在から見れば生理学的記述に近く、到底このどこに「我」としての「私」が記されているのか疑問を感じる。それらの記述を眺めると、もしかして彼らは魂のない、物体としての人体の記述を行ったのかと訝かしむほどである。しかしこれは以下のように考えられないだろうか。デカルトもホッブズも、さらにはロックも他者の意識が、自分と同じように確実にある、ということを証明することは、本源的に不可能である、と考えている。彼らは自分に「我」としての自己があり、それが他の人間にもある、ことは理解できても、それを幾何学の証明のごとく証明することは不可能であるとしている。そこで、人間の身体構造の同一性から、人間の精神の働きの同値性をいうことができ、そこから、私でない彼にも私と同じ「我」があることが導出される、という信念から人間の記述を行ったのである。結果として人間の「我」の概念は、到底記述からこぼれ落ちてしまう何か、もしくは記述不能な何かとして保存され、唯一あることが確実な私の「我」は、しかし普遍的な幾何学の方法で記述しようとする、外面的に記述にならざるを得ないことになる。

例えばホッブズは『リヴァイアサン』の序論で、リヴァイアサンを作り上げている人間を調べるためには単に人間という書物を読むのではなく、また人間を外から読むのではなく、自分自身を内部から見つめることによって、その類似関係から他者を理解することができる、と書いている。つまり他者をその内部に主体をもったものとして観測することは最終的にはできない、と考えていることの現れではないのだろうか。

また、ホッブズは『リヴァイアサン』第四十二章において、

あらゆる訴訟事件において、それが行為と言葉にかんするものである限り、政治的主権者が最高の権力を持っている。なぜなら行為と言葉だけが知ることができ、また告訴可能なものだからである。告訴しえないものにかんしては、心を知りうる神をのぞいてはその審判者はない。(Hobbes 1996 [1651]:378)

と述べている。ある言葉、および行為についてはその責任をたどることができる、よって訴訟可能であるが、その内的精神活動については何者も知り得ず、また当然責任を負わせることも不可能であると考えている。このことから分かるのは、人間の内的な精神活動が行為や言葉として表現されない限りは、他者にその活動をうかがい知することは不可能であり(であるからこそ、人間の内的な精神の自由だけは、何があっても侵されない自由として保存されている)、他者の内的な精神活動の有無は、自分自らの意識の有様から類推するしかないのである。ホッブズにとって他者が自分と同じ意識、もしくは精神活動を行っていることの証拠となるのは、身体活動、およびすべての人間において同一な情念の類似性であった。身体の構造や、そこから導き出される情念の働きは全く平等で、全く同じであるので、他者の内的な精神活動も、他人である人間を単に読むのではなく、「自分自身の内部を深く見つめる」introductionことから理解されるのである。つまり他者の内的な精神活動の存在を証明することはできず、ただ行為のみが「私」に受け取れ、記述できる何かであり、その確実な何かこそ、「人格」に他ならないということができないだろうか。

もちろんpersonという語がすべて「人格」という意味で使用されているわけではない。たとえば『リヴァイアサン』第二章

“So when a man compoundeth the image of his own person with the image of the actions of another man, as when a man imagines himself a Hercules or an Alexander...(Hobbes 1996[1651]:16)”

という部分での person はおそらく単に人間を指す person である。しかしホッブズは基本的に、person を使用する場合には人格という意味合いで、そして人間そのものを指す場合には persons を使用する傾向にある。そしてたとえ persons であっても主体的な意味合い、もしくは自己概念の意味はなく、ただmanの替りに使用されているに過ぎない。

personとは言葉や行為として表出される人間の外面性、そして感情や情念の働きという意味に限定された内面をもつものとしての人間の人格という意味であり、その人をその人たらしめている意識主体としての「我」の意味は想定されていない、と考えるのが自然だと思わ

れる。

5. 人格の同一性

personal identityの問題からも、ホッブズが人格概念に、意識主体としての「我」の意味を想定していなかったことが分かるだろう。personal identityは、ロック以降、人間の意識の同一性の問題として重要視されるようになるが、ホッブズにとっては artificial person の問題であった。人間によって権威付けられ、人間をrepresentするものとしてのartificial personが、一つの同一体であることこそが人間によって権威付けられたartificial personの条件であった。つまりpersonal identityはartificial personにとってこそ重要なのであった。実際『リヴァイアサン』の第16章においてホッブズは、人格の説明の後に、artificial personの同一性がどのように成立するかについて述べており、natural personの同一性についてではない。それはホッブズがartificial personの同一性について重要視していたこと、そして人間のpersonの同一性は問題ではなかったことの現れではないのだろうか。

また、行為の帰責問題にとって、自己の内部的な同一性が必要条件であるわけではない。それは他者との関わりの中、もしくは社会内部で生じる問題として浮上する。つまり、言葉や行為として世界に発せられたときに、それらに対する責任問題は生じるのであって、その内的な同一性が、他者にとって分からない状態で破壊された場合、それは他者にとってはもちろんさしたる問題は生じず、おそらく自分にとってもその同一性が問題となるのは、他者とのコミュニケーション上に齟齬が生じた場合に発生するのみだと想像される。

ある行為の責任の帰属と、人格の同一性が問題となるケースについて考えてみよう。

(1) 行為aは自分以外のものが行った場合

行われた行為に対して、その行為を行ったものではない人間にとっては、その行為を行ったものが誰であるのかだけが問題となり、その行為者内部での同一性は問題とならない。なぜならその行為の責任をたどるために、誰が行ったか、さらにはその行為が、その行為者以外の権威、もしくは強制によって行われた場合、その行為の責任は誰に負わすことができるか、という問題こそが重要だからである。

(2) 行為aは自分が行った場合

自ら行った行為について、誰が行ったかについてはもちろん自分であれば分かることである。自らにとっての行為の責任として問題となるのは、その行為が誰の権威で行われたのかということだけである。そこに自己の内部的な同一性は問題とならない。その行為を行ったときと今では、私は違う人間なのである、と主張したとしても、外部的に問題とされるのはその行為の責任を負うことができるほど、行為者の同一性があるかどうかであっ

て、自分にとっての内的な同一性ではないからである。

ホッブズにおいては運動とは二つの意味合いを持つ。motionとactionである。motionとは、単なる運動のことであり、actionとは、何らかの結果を引き起こす、さらには原因を辿ることのできる行為のことを指す傾向にある。人間とは身体運動としてmotionしつつも、何らかの作用を与える運動として行為actionも行う。そして、人格が関わると思われるのは、物理的な運動にすぎないmotionではなく、他者に対して作用を与え、その結果としてその行為に対して責任が生じるactionの方なのである。そして上の二つの場合のどちらにおいても、「私」の人格の同一性は問題とならず、他者という外部から見た、もしくは社会内部にあって、他者との関わりの中で「人格の同一性」は問題となるのである。よって、「私」という意識主体は重要ではない。

6. 神の三つの人格

また、語源的にも「人格」概念に「私」という意識主体の意味を課すことは早計であるだろう。そもそもホッブズの時代、人格とは神の三つの人格を指す意味合いの方が強かったはずである。それをギリシャの時代に遡り、舞台演劇用語としての用法をよみがえらせ、人格概念を人間に適用しようとしたのがホッブズのねらいであったと考えられる。

たしかに「自然の王国」と「預言の王国」、もしくは「理性」と「信仰」は峻別されねばならない(Hobbes 1651=1971: Chap.31)ので、神の「人格」概念と、地上の世界における「人格」概念に統一された意味を付与する必要性はないかもしれない。しかし両王国は共に神により創られたものであり、自然の王国における「自然法」と、預言の王国における神の法が矛盾することはない。ならば両者における「人格」概念もまた、共通の内容を持つと考えるのが自然であろう(藤原1974:195-6)。すると、自然の王国では明確にされなかった「人格」の代理性が、神の人格解釈によって、より鮮明に理解されるだろう。

ホッブズは、神の三つの「人格」とは、「父」と「子」と「聖霊」という神の三つの形体の現れを指す、と述べている(Hobbes 1651=1971: Chap.42)。ここにおいても人格とは、代理されるものがいて初めて成立する概念である。なぜなら人格とは、使用されている。「父」であるモーセ、「子」であるイエス、「聖霊」である聖人がそれぞれ神を表す(represent、代表する)ものとして存在していなければ、それらの人格もまた成立しないからであり、よって代理されるものがいなければ「人格」もまた成立しない概念なのである。

であるならば、ホッブズにおける「人格」とはそもそも自分自身を含めた何ものかに代理されることを前提とした概念として設定されており、人間の自然権の中でも行為に対する所有権を示す概念として使用されている、と見ることは、それほどホッブズの意図から離れてはいえないだろう。

さらに付け加えれば、ホッブズの人格概念は、例えば国家や政治団体といった無生物が行なった行為に対して責任をいかに求めることができるのか、という問題から発生したものではないのかと想像できる。つまり人間の人格から国家や政治団体の人格が導き出されたのではなく、国家や政治団体を人間のように扱うために、神を代表する「人格」概念を適用したのではないだろうか。

もちろんホッブズの人格概念、特に人為的人格(artificial person)を巡って、その権威付けの根拠を巡る多くの問題があることは確かであり、またホッブズの人格概念の規定の目指すものが、最終的に絶対君主制の擁護であったところからも、人格概念規定の正統性を巡って問題があることは確かである。しかし、だからといって直ちにホッブズの人格概念が誤っているとはいえない。むしろこのような逆説的な人格概念の規定こそが、自然状態において惨めな生を送らざるを得ない人間、絶対的な自由を持つが故に最も自由からは遠い人間に「人間的」な生を保証できることとなるのである。

7. 身体の所有

このような逆説的な人格概念に再解釈を行ったことは、現代における所有論にも応用される。

最近、身体の所有に関する議論が広く見受けられる。強引に例をあげれば、私の身体は私の物なのだから、どのようにしようと(整形したり、入れ墨をしたり、売春したり、臓器提供したり)私の勝手である、という理論に、どのように対応したら良いのか、という問題を巡って展開されている。「私の勝手である」、という主張の土台は、私の身体は私の所有物であるから、私のもっている本やコップと同様に、私の身体を使用したり処分したり、譲渡したりする権利が私にはある、というものであろう。

しかし、ホッブズの論理を拡張して以下のように考えることはできないだろうか。ホッブズにとって「私」の生命や身体を勝手に処分することはできない、なぜなら私の生命や身体に対する所有権がないからである、と考えている節がある。それは、私は、私以外の人格をもったりもたなかったりすることはできる、つまり他の誰かの権威において、私の行動を自分以外の権威によって行なうことはできるが、私以外であることはできない、私の概念は少なくとも私自身にとっては確実であり、それ以外、つまり私が私でなくなる、ということはない、という理論と同様で、私は私自身以外の人格によって自らの身体から生み出される労働を所有することはできるが、私の身体を所有することはできない、なぜなら所有するということは、所有権が侵害されることが考えられるからであり、しかし私は私の身体から離れることはできない、私は私の身体でないことはできないからである。もし意識が転移され、私の身体から、誰かの身体に意識が転移されたとしても、いまある私、の、私の身体は、いまある私の身体以外あり得ず、他者の物ではないからである。

所有概念のはじまりは、人格の所有からと考えられるが、この人格が、「私」と混同されるところに、現在の所有概念の混乱があるとかんがえられる。つまり私の身体の所有は、私の人格が私の身体を所有する、という構造になっているが、本来、私の身体は、私を構成するものであって、所有するものではない。少なくとも私の身体の所有権は、私にある、というところから議論を始めてしまうと、「私の勝手である」という主張がまかり通ってしまうが、私の身体の所有権は問題無く私にある、というところに疑問を呈することができるのは、人格概念から、自己概念を排除し、行為の引責という問題に絞ればこそ可能なのではないのだろうか。

人格概念のこのような逆説性を述べることで、結果として自己意識こそが、人間が「人格」personである根拠か、という問題に改めて疑問を呈することができるのである。

8. 結論

人格とは本来的に「自己」の意味を欠いた概念である。これは現代においても憂うべき結果ばかりを意味しない。なぜならそうすることで、胎児の「人格」や植物状態にある人間の「人格」を他者に譲渡可能となり、誰か公正な判断を下すことのできる、専門知識を持った人物にその「人格」の権利を守ってもらうこともできるからである。すべての権利を自己自身で守らなければならないとしたら大変であり、また意識の無いものには「人格」権が守られないことになってしまう。

「人格」概念は、近代史民社会において、自然法から生じる権利を規定・獲得する闘争のうちに生まれたものであり、デカルト的「我」とは全く違った生まれをもつ。それらを混同して使用してはならない。自己の権利をどのようにしたら主張することができるのか、それは誰かに代表させることで可能となる、というこの逆転の思想はしかし、近代的国家の形成の際には必要欠くべからざる概念となる。そのことを理解するためにも、現代における人格概念を、ホッブズ的な、意識主体的意味を排除した人格概念として解釈することが有効であると考ええる。

注

- (1) 『リヴァイアサン』の翻訳は基本的に『世界の名著 23 ホッブズ』(永井道雄編 1971 中央公論社)を参照しているが、Richard Tuck 編の『リヴァイアサン』、および、電子テキスト版の『リヴァイアサン』(<http://www.orst.edu/instruct/phl302/texts/hobbes/leviathan-contents.html>)を適宜使用したので、引用箇所は章数を Chap.X として表記する。
- (2) デレク・パーフィットがその著書『理由と人格』において否定しようと格闘した「人格」も、このような「私」を構成するものとしての人格概念であるといえるだろう。
- (3) ホッブズは『リヴァイアサン』42 章で神学的な意味での「人格」概念にも言及している。後に触れることとなる

が、やはりそこでも「父」「子」「聖霊」は神を代表するものとしての「人格」であると考えられており、何ものかを代表するものとしての「人格」概念の規定を一貫して行っている。

- (4) ここにおいて神と我との問題が勃発する。キリスト教内においては神は絶対であり、自らの行動の規範は神から与えられている、はずである。ならば神の規範と国家の命令が相矛盾した場合、彼らはどちらの命令に従うべきなのだろうか。ここから『リヴァイアサン』の後半分を占める宗教論の記述が生まれることとなる。(高野 1990:12)
- (5) ここで権利が放棄されるのは、他の人々も同じように自らの権利を放棄するときだけであることはいうまでもない。(Hobbes 1651=1971: Chap.14)

参考文献

- パーフィット、デレク、森村 進訳 1984=1998 『理由と人格』 勁草書房
- HOBBS, Thomas, 1651 [1996] *Leviathan* ed. Tuck, Richard, Cambridge Univ.P.,
- , 1642 [1998] *On Citizen* ed. Tuck, Richard, Cambridge Univ. P.
- 永井 道雄編 1971 『世界の名著 23 ホッブズ』 中央公論社
- 藤原 保信 1974 『近代政治哲学の形成』 早稲田大学出版部
- 高野 清弘 1990 『トマス・ホッブズの政治思想』 お茶の水書房